|  |
| --- |
| 登園届(保護者記入)  令和　　　年　　　月　　　日  岩木幼稚園　園長  クラス名　　　　　　　　　　　　園児氏名  医療機関名「　　　　　　　　　　　　　　　　　　」において、  病名『　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　』と診断され、  令和　　　年　　　月　　　日　～　令和　　　年　　　月　　　日まで出席停止の指示がありました。  医療機関において、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。  保護者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

　幼稚園は子どもたちが集団で長時間過ごす場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

　幼児及び児童生徒がよくかかる下記の感染症について、登園の目安を参考に、医師の診断のもと、登園届の提出をお願いします。

　なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

〇医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症名 | 登園の目安 |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎  （ノロ、ロタウイルス等） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | すべての発しんが痂疲化してから |
| 突発性発疹 | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと |

厚生労働省「2012年改訂版　保育所における感染症対策ガイドライン」より

※ウイルス性胃腸炎等で出席停止となった場合、感染拡大を防止する観点から、下痢後の登園は普通便が出たのを確認してから、嘔吐後の登園は24時間嘔吐していないことを確認してからの登園にご配慮下さい。